

2 量の見込みと確保の内容

(1) 各年度における幼児期の教育・保育の充実

【現状】

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持ち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

(対象年齢：0～5歳児)

【今後の方向性】

推計によると、受け入れ確保が想定されますが、母親の早期の職場復帰により3歳未満児、特に0、1歳児の途中入園が多くなっています。保育教諭の確保などの困難な状況もありますが、引き続き待機児童ゼロを継続していきます。

【認定区分別推計児童数】

認定区分		令和2年度 推計児童数	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
1号認定(※)	3歳以上	139	26	28	27	27	27
2号認定(※)			103	110	104	108	107
3号認定(※)	0歳児	47	14	15	15	15	15
	1・2歳児	101	20	20	20	20	20

※認定区分 ※1号認定：3歳～5歳、幼児期の学校教育のみ。保育の必要性のない子ども。

※2号認定：3歳～5歳、保育の必要性あり。

※3号認定：0歳～2歳、保育の必要性あり

(2) 地域子ども・子育て支援事業

1) 利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の重要性が一層高まりを見せ、母子保健法第22条の改正により、市町村は「子育て世代包括支援センター」の設置に努めることとされました。

(対象年齢：0～5 歳児)

【今後の方向性】

令和2年度より「鹿追町子育て世代包括支援センター（母子保健型）」をトリムセンター内に開設し、妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援やサービスの情報、母子保健法に基づく助言等、専門的な立場で総合的相談支援を実施します。

		R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
実施箇所 (確保方策)	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

2) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、通常の延長保育時間以降（18時以降）の保育を行う事業です。
(対象年齢：0～5 歳児)

【現状】

こども園では、午前7時30分から午後6時30分までの11時間保育を行っています。

【今後の方向性】

仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。利用実績に合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

2-1. 時間外保育事業

	推計児童数 (令和2年度)	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人	人	人	人	人	人
タイプA ひとり親	287	18	19	19	19	19
タイプB フルタイム×フルタイム		32	33	33	33	33
タイプC フルタイム×パートタイム		4	4	4	4	4
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
全体		287	54	56	55	56

3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。学童保育。

(対象年齢：就学児6～12 歳)

【現状】

小学校 1～6 年生の入所希望小学生に対し、町内に放課後児童クラブ 1 か所、放課後子ども教室 1 か所があります。

【今後の方向性】

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

2-2. 放課後児童健全育成事業

<低学年>

	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	17	15	16	16	17
タイプB フルタイム×フルタイム	25	22	24	23	25
タイプC フルタイム×パートタイム	21	18	20	19	21
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
全体	63	56	60	58	63

<高学年>

	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	17	17	17	17	15
タイプB フルタイム×フルタイム	0	0	0	0	0
タイプC フルタイム×パートタイム	0	0	0	0	0
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
全体	17	17	17	17	15

② 一体型および連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量

本町の放課後児童クラブは、小学校の隣接地に 1 か所、放課後子ども教室については学校施設内で 1 か所実施しています。令和 2 年度には放課後児童クラブ（鹿追町学童保育所）を認定こども園敷地内に建築する予定であり、今後は設備の充実とともに一体型と連携型での実施箇所数増を目指していきます。

③ 放課後子ども教室の 2023 年度までの実施計画

すべての児童を対象として、放課後や学校休業日等に教育施設等を活用し、地域社会の中で多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、次代を担う児童を育成します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体化、または連携による事業を実

施する際のプログラムについては、放課後児童支援員等が連携し、打ち合わせを行いながら実施していきます。

また、プログラム実施後には児童が安全に移動できるように配慮します。

⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

余裕教室等の活用については、少人数学級及び少人数指導等への対応も考慮する必要があるため、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を含め、放課後子ども教室が安定して実施できるよう、教育委員会と学校が連携していきます。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

円滑な事業推進を図るため、教育委員会部局と福祉部局、子育て部局において必要な情報交換等を行うとともに、現状や課題などの把握に努めます。

⑦ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

学童保育の開所時間については、保護者の就労形態の多様化に伴い開所時間（延長保育）の検討等、更なる充実に努めます。

⑧ 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員による基本的な生活習慣や異年齢児童などとの関わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であるため、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等の向上を図っていきます。

また、支援員の安定的な確保と専門的な指導ができる体制の充実に努めます。

⑨ 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、地域や学校等が連携して子どもの育ちを支える観点から、地域住民が子どもと触れ合う場を設けるとともに、スポーツ・文化・芸術団体など地域人材の参画の促進に努めていきます。

4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

※ショートステイ事業：短期入所生活援助事業

※トワイライトステイ事業：夜間養護等事業
 (対象年齢：0～5 歳児)

【今後の方向性】

現在、実施しておらずニーズもないことから保留とします。

2-3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	推計児童数 (令和2年度)	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	287	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム		0	0	0	0	0
タイプC フルタイム×パートタイム		0	0	0	0	0
タイプC' フルタイム×パートタイム2		0	0	0	0	0
タイプD 専業主婦(夫)		0	0	0	0	0
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2		0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業		0	0	0	0	0
全体	287	0	0	0	0	0

5) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の援助を行う等の目的で、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

(対象年齢：0歳)

【現状】

すべての対象家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報の提供、乳児およびその保護者の心身の様子および養育環境の把握等を行うほか、支援が必要な家庭に対する助言・援助を行っています。

【今後の方向性】

核家族化による育児経験の伝承や経験不足から育児不安に陥ったり、悩んだりする保護者が少なくありません。子育て支援センターや発達支援センター、福祉課と連携を図り、子育てに関する情報発信を強化し、子育てしやすいまちづくりを周知します。

6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

(対象者：要支援児童、特定妊婦と心身に不調のある褥婦、要保護児童)

※褥婦（じょくふ）：出産後間もなくまだ産褥にある女性。産婦。

【現状】

乳児家庭全戸訪問事業等を通じて把握した家庭や、児の健全育成と適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業を実施するほか、関係機関と連携しながら要保護児童対策地域協議会を運営するなど、児童虐待の未然防止を図っています。

【確保の方策】

今後も、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、保健医療機関との連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握した、養育支援が特に必要である家庭を訪問します。

7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

(対象年齢：0～2歳)

【現状】

乳幼児と保護者の交流の場として、子育て支援センターを開設しています。

【今後の方向性】

今後も、より一層親子に寄り添う環境づくり、事業のPR・充実など内容等の見直しを行いながら学習や交流の促進、情報提供に努めていきます。

2-5. 地域子育て支援拠点事業

	推計児童数 (令和2年度)	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人	人回	人回	人回	人回	人回
タイプA ひとり親	148	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム		58	58	59	59	59
タイプC フルタイム×パートタイム		0	0	0	0	0
タイプC' フルタイム×パートタイム2		28	28	28	28	28
タイプD 専業主婦(夫)		135	134	136	137	137
タイプE パート×パート		0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2		0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業		0	0	0	0	0
全体	148	222	220	223	225	225

8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。一時保育。

(対象年齢：0～5 歳児)

【現状】

こども園において、月曜日から土曜日までの午前 9 時から午後 5 時までの事業を実施しています。利用者は未就園の 1～2 歳児が中心ですが、近年の傾向では、すでにこども園に入園している児が多いため、利用者は減少傾向にあります。

【今後の方向性】

今後も保護者の通院やリフレッシュ等のニーズが見込まれていることから、受け入れ態勢の確保・充実を図っていきます。

2-6. 一時預かり他

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプC' フルタイム×パートタイム2	0	0	0	0	0
タイプD 専業主婦(夫)	0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2	0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業	0	0	0	0	0
全体	0	0	0	0	0

<2号認定による定期的な利用>

	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	0	0	0	0	0
タイプB フルタイム×フルタイム	0	0	0	0	0
タイプC フルタイム×パートタイム	249	267	253	262	260
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
全体	249	267	253	262	260

<上記以外>

	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	489	505	494	505	503
タイプB フルタイム×フルタイム	700	722	708	722	720
タイプC フルタイム×パートタイム	460	475	465	475	473
タイプC' フルタイム×パートタイム2	146	150	147	150	150
タイプD 専業主婦(夫)	330	341	334	341	340
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
タイプE' パート×パート2	0	0	0	0	0
タイプF 無業×無業	0	0	0	0	0
全体	2,126	2,193	2,148	2,193	2,185

9) 病児・病後児保育事業

保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

(対象年齢：0～5歳)

【現状】

こども園において平成28年度から病後児保育を実施していますが、30年度まで利用者はいませんでした(令和元年度に1名利用あり)。

【今後の方向性】

保護者の子育てと仕事の両立支援のため、現行の病後児保育に加え、病児保育の実施についてもニーズ・状況に応じて町内医療機関と協議を行います。

2. 病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

<0～5歳以下家庭のみ>

	ニーズ量 (令和2年度)	ニーズ量 (令和3年度)	ニーズ量 (令和4年度)	ニーズ量 (令和5年度)	ニーズ量 (令和6年度)
	人日	人日	人日	人日	人日
タイプA ひとり親	224	231	227	231	230
タイプB フルタイム×フルタイム	254	262	256	262	261
タイプC フルタイム×パートタイム	79	81	79	81	81
タイプE パート×パート	0	0	0	0	0
全体	556	574	562	574	572

10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(対象年齢：3か月～12歳)

【現状】

「育児ネットしかおい」は地域で育児を助け合い、安心して子育てができるように会員同士が育児の相互援助活動を行う組織です。子育て支援センターが窓口になり、仲介を行っています。依頼会員は援助会員に対し、援助終了後、基準に従って報酬を支払っています。

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業の充実に向け、児童の預かり等を必要とする保

護者のニーズに対応できるよう、援助会員を確保するとともに、支援センターを中心に妊娠相談や乳幼児訪問などでも制度を周知し、利用促進を図ります。

また、会員向け講習会を開催し、資質向上に努めます。

11) 妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

また、母体や胎児の健康確保を図るうえで必要な妊婦健康診査の費用を助成することにより、妊娠に係る経済的負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促進しています。

【現状】

医療機関と町の協定に基づき、妊婦一般健康診査と超音波検査の受診券を発行し助成を行っています。

【今後の方向性】

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、今後も引き続き妊婦健康診査受診に係る費用を助成します。

母子健康手帳交付時に同受診券を発行し、保健師による個別面接を行うことでハイリスク妊婦を把握し、関係機関と連携して適切な支援を引き続き実施します。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（任意記載事項）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な品物を購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

今後、国から示される事業内容等を注視しながら、事業の実施を検討します。

13) 多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業（任意記載事項）

特定教育・保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業

者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

住民ニーズに沿った多様なサービスを提供するため、新規事業者の参入促進、多様な事業者の能力の活用について、新制度の普及・啓蒙事業を実施します。